

# ◎申告フローチャート

## あなたが申告をする必要があるか確認してみましょう

- この表は、簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点等はお問い合わせください。
- 納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず、確定申告が必要です。
- 給与・年金収入により所得税及び住民税が非課税となる場合または菊池市在住の親族の税法上の扶養となっている場合は申告不要です。
- 収入なし、非課税収入のみの場合は、本市でその事実を把握することができないため、申告が必要となります。(※本市在住の親族の扶養者を除く)

スタート

令和8年1月1日時点 菊池市に住んでいた

いいえ

申令菊  
和8市  
て年へ  
く1月申  
さ1告  
い日は  
に住  
要あ  
りま  
せん  
市町村で

はい

令和7年中にどんな収入がありましたか？

